

■ 平成28年度 区政懇談会（木戸）

日 時：平成28年6月12日（日）

15:00～16:30

会 場：木戸コミュニティセンター



（発言）

我々の木戸コミュニティ協議会は区の中で一番発展しつつある地域ではないかと思っている。しかしコミュニティセンターが新潟市の中で一番古く、2階の利用頻度が少なくなっているの
で、エレベータをつけてほしいという利用者の要望が年々大きくなっている。

（回答）

エレベータの設置は昨年度予算要求をしたが、予算化されなかった。そこで発想を転換して
いただき、階段の真ん中に手すりをつけることや、2階と1階の部屋の使い方を工夫して
いただくことによって利用率を上げるなどが考えられる。区としてもご相談させていただきながら
一緒に考えていきたい。

（発言）

旧新潟東工業高校跡地に新潟県の地域振興局と、特別支援学校が移転してくることは聞い
ている。木戸地域コミュニティ協議会内には都市公園が無い。まだかなりの用地があるので都
市公園を設けることを県に働き掛けてほしい。また、県が公園を設置しないなら、市で用地を
借り受けるなどして設置してほしい。

（回答）

旧新潟東工業高校の跡地は大変広く、まちづくりをするにあたって非常に重要で貴重な場所
である。地域振興局と特別支援学校ができるとのことだが、その後の計画はまだ知らされてい
ない。しかし、計画が固まってしまうと要望を聞いてもらえない恐れがあるので、周辺の交通
の問題も含めて地域の要望を区役所と一緒に県に提出するという事で一歩進めたい。

(発言)

下木戸，山木戸，牡丹山を含めた6自治会で平成23年8月19日に**東区プラザを避難所に指定してほしい**という要望書を提出している。これらの自治会と避難所である牡丹山小学校までの距離は1.2km，木戸小学校は1.3km，東新潟中学校は1.2kmある。東日本大震災の時，高齢者が避難所へ行ける距離の限界は500mと言われていた。

そして，区役所に避難所表示看板を出してほしいと依頼したが，出てきたのは津波避難ビルの表示看板だった。避難所として指定していなくても緊急時はいつでも受け入れると区は言っているが，緊急時一時避難所という看板が出てない限り住民にはわからない。区は自主防災組織を結成し万全を期してくださいというだけで，行政からのアプローチは一度もない。要望書の提出から5年を経過しているが，正式な文書での回答がない。何kmも離れている避難所に高齢者が一食ごとに食事を取りに行くことは難しいので，真剣に考えていただきたい。

避難所の表示は出さないが災害時に避難してくれば受け入れるという話では，論点がずれてくる。緊急時に避難するには表示が無いと避難できないと言っているのに対応がなかった。住民のためになる方策を区で考えてほしいというより，地域住民も一緒になってやらせてもらえないかという意味での問題提起のために発言させていただいた。

(回答)

避難所は安全で耐震性のある学校などを区内で29か所指定している。これはそこで生活をして避難生活を送るための場所である。災害対策本部になる区役所庁舎は避難所としては指定していない。しかし，東日本大震災での津波を教訓として，一時的に危険な場合に避難するための津波避難ビルという位置づけで区役所庁舎が指定されている。避難するときの方法や，どのような場合に区役所に避難するかは地域の方と一緒に考えたい。

また，今後は自治会，コミュニティ協議会など地域の団体からいただいた要望書は，すべて文書で回答させていただく。

(発言)

東区プラザを一時避難所にし，落ち着いたら，学校等の避難所に移ればよい。緊急時にどういった運営をするか，要望を出した自治会と一緒に区役所と話し合いをし，実行性のあるものにしていきたい。

(回答)

命からがら逃げてきた方々に入るなということは絶対ないが，東区プラザには窓が全くなく，

停電すれば真っ暗になる。若干明るい場所もあるのでこういった使い方ができるか案を練らせていただく。また、地域の皆様と東区プラザに逃げなければ間に合わない方がどれくらいいるかなど、今後話し合いをさせていただきたい。

(発言)

災害時要援護者制度について、昨年3月に意見交換会が行われたが、その意見を踏まえた見直しがどれくらい検討されているか進捗状況が知りたい。

元気で働いている方が名簿に載っている。また、人工呼吸器が必要な方、介護度5の方は、自治会では避難所へ連れていけない。

災害時要援護者名簿が自治会に来ているが、緊急時の連絡先が載っていない。行政はどのように考え、どのように修正するつもりなのかお聞かせ願いたい。

(回答)

現名簿登録者の同意の取り直しが必要か考えている。名簿登録の対象者の要件も含めて、より精度の高い名簿になるように最初からやり直すという方向で検討している。

→全市的な問題として抜本的な検討を進め、本市の方針を定めた「全体計画」を策定していく。

(発言)

災害時要援護者名簿が現状とかけ離れているので、要援護者の申請が無くても名簿から削除できるように検討していただきたい。

(回答)

災害時要援護者名簿を常に新しい状態にするための更新、削除の仕組みについても合わせて検討させていただく。

(発言)

竹尾小学校から木戸小学校までの一方通行の道を相互通行にしてほしい。また、相互通行の場合道路の幅員は何m以上と決まっているのか伺いたい。

(回答)

相互通行にするのは警察の判断になる。区役所で何m確保しなさいということはない。

(発言)

県の地域振興局や特別支援学校の移転をきっかけに交通問題をきちんとしてほしい。竹尾小学校から市営住宅までの間の一方通行の道は、県と市の建物が半分ある。それ以外の住宅や倉庫は、県が売却する予定の土地を代替地とすれば、道路の拡幅のための土地の確保もめどがつきやすい。市と県で協議し前向きに検討していただきたい。

(回答)

拡幅が可能かは検討させていただく。一方通行の解除は警察の判断なのでお答えはできない。

(発言)

昨年末に市長が区役所へ来たとき、**空き家問題**に前向きに対応したいという言葉が出たので政令指定都市独自の条例を作るのかと期待したが、今年の春市長から出たのは、「関係団体と提携した」ということだけだった。これだけでは空き家問題に即効性がない。新潟市は政令指定都市なのだから空き家問題を解決できるような独自の条例を作ってほしい。

(回答)

竹尾三丁目町内会は、昨年度新潟市地域提案型空き家活用事業を活用して、12件の空き家が半分になるという大変な成果を上げていただいた。

平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、市でも平成28年3月に新潟市空家等対策計画を策定し4月より本格的に取り組みを始めた。しかし、所有者の財産権があるので、強制力を発効するためには、近隣に迷惑をかけている特定空き家であるという判定をし、法律に基づいた手続きを進めていく必要がある。強力な条例の制定には今後の検討が必要になる。全庁的な問題なので区からも提言をしていく。

(発言)

安田新潟自転車道のルートは自転車愛好家でもわからない。案内看板の連絡先は県の土木事務所になっているので問合わせたところ、コースマップは区役所にあるという回答だった。また、新潟には安全に走れるサイクリングロードがない。この安田新潟自転車道を延長するなど、

自転車の安全な走行，スポーツとしての自転車をどのように考えているのかお聞かせいただきたい。

(回答)

安田新潟自転車道のルートが分からないという件については，区別に自転車道のマップがあるのでそれをお送りさせていただく。

また，安田新潟自転車道を延長したり，新たに自転車道をつくる計画はない。道路幅の広い道は路肩を青く塗って，自転車が走行できるような整備を行っているのでご理解いただきたい。
→発言者に自転車マップを平成28年6月20日に送付した。